

議案第 6 号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例

上記議案を提出します。

令和 2 年 3 月 3 日

長与町長 吉 田 慎 一

提案理由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成 2 9 年法律第 2 9 号）の施行に伴い、特別職の職員で非常勤のものについて整理するとともに、所要の改正を行うもの。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和42年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条に次のただし書を加える。

ただし、特に町長が認める場合を除き、常勤職員が非常勤職員を兼ねる場合は、当該職員に対し報酬は、支給しない。

第3条第4項及び第5項を削る。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

執行機関	職務	報酬の額（円）	
町長	長与町表彰審議専門委員会 委員	日額 7,000	
	長与町行政改革推進委員会	会長	〃 7,400
		委員	〃 7,000
	長与町総合開発審議会	会長	〃 7,400
		委員	〃 7,000
	長与町まち・ひと・しごと 創生推進会議	会長	〃 7,400
		委員	〃 7,000
	長与町地域公共交通会議	会長	〃 7,400
		委員	〃 7,000
	長与町行政不服審査会	会長	〃 11,200
		委員	〃 9,900
	長与町男女共同参画推進委 員会	委員長	〃 7,400
		委員	〃 7,000
	統計調査員		町長が定める額
	長与町防災会議	会長	日額 7,400
		委員	〃 7,000
	長与町交通安全対策協議会	会長	〃 7,400
		委員	〃 7,000
長与町避難行動要支援者避 難支援連絡協議会	会長	〃 7,400	
	委員	〃 7,000	
長与町国民保護協議会	委員 専門委員 幹事	〃 7,000	
産業医		年額 600,000	
長与町特別職報酬等審議会	会長	日額 7,400	

	委員	〃 7,000
長与町指定管理者候補者選 定委員会	委員長	〃 7,400
	委員	〃 7,000
長与町財産評価委員会	委員長	〃 7,400
	委員	〃 7,000
長与町地域福祉ボランティ ア基金管理委員会	委員長	〃 7,400
	委員	〃 7,000
長与町いじめ問題調査委員 会	委員長	〃 7,400
	委員	〃 7,000
長与町民生委員推薦会	委員長	〃 7,400
	委員	〃 7,000
嘱託医（内科）		月額 70,500
嘱託医（歯科）		〃 70,000
長与町立児童館運営委員会	委員長	日額 7,400
	委員	〃 7,000
長与町子ども・子育て会議	会長	〃 7,400
	委員	〃 7,000
長与町要保護児童対策地域 協議会	会長	〃 7,400
	委員	〃 7,000
長与町地域福祉計画推進委 員会	委員長	〃 7,400
	委員	〃 7,000
長与町養護老人ホーム等入 所判定委員会	委員長	〃 7,400
	委員	〃 7,000
長与町障害者自立支援認定 審査会	会長	〃 19,300
	委員	〃 10,500
長与町地域自立支援協議会	会長	〃 7,400
	委員	〃 7,000
長与町国民健康保険運営協 議会	会長	〃 7,400
	委員	〃 7,000
長与町介護認定審査会	会長	〃 19,300
	委員	〃 18,300
長与町地域包括支援センタ ー運営協議会	会長	〃 7,400
	委員	〃 7,000
長与町介護保険運営協議会	会長	〃 7,400
	委員	〃 7,000
長与町在宅医療介護連携推	委員長	〃 7,400

	進協議会	委員	〃 7,000
	支えあい「ながよ」推進協	委員長	〃 7,400
	議体	委員	〃 7,000
	長与町認知症初期集中支援	委員長	〃 7,400
	チーム検討委員会	委員	〃 7,000
	長与町地域ケア会議	会長	〃 7,400
		委員	〃 7,000
	長与町保健対策推進協議会	会長	〃 7,400
		委員	〃 7,000
	長与町フッ化物洗口推進協	会長	〃 7,400
	議会	委員	〃 7,000
	長与町新型インフルエンザ	本部員	〃 7,000
	等対策本部		
	長与町予防接種健康被害調	委員長	〃 7,400
	査委員会	委員	〃 7,000
	長与町モーテル類似旅館業	会長	〃 7,400
	審議会	委員	〃 7,000
	長与町環境審議会	会長	〃 7,400
		委員	〃 7,000
	長与町農業委員会委員候補	委員長	〃 7,400
	者評価委員会	委員	〃 7,000
	長与町農業振興協議会	会長	〃 7,400
		委員	〃 7,000
	長与町経営・生産対策推進	会長	〃 7,400
	会議	委員	〃 7,000
	長与町都市計画審議会	会長	〃 7,400
		委員	〃 7,000
教育委員会	長与町教育委員会	委員	年額 258,000
	21世紀ふれあい基金管理	委員長	日額 7,400
	委員会	委員	〃 7,000
	学校評議員		〃 4,000
	長与町就学支援委員会	委員長	〃 7,400
		委員	〃 7,000
	長与町立学校通学区域検討	委員長	〃 7,400
	委員会	委員	〃 7,000
	長与町学校運営協議会	委員	〃 4,000

長与町いじめ問題対策連絡協議会	会長	〃	7,400
	委員	〃	7,000
長与町いじめ等学校問題サポートチーム	委員長	〃	7,400
	委員	〃	7,000
長与町奨学資金運営委員会	委員	〃	7,000
長与町学校給食運営委員会	会長	〃	7,400
	委員	〃	7,000
学校医（一般）		年額224,000円を上 限額とし、基本報酬額17 9,200円に、人数割報 酬額（担当する小学校又は 中学校の全学年の児童数又 は生徒数×100円）を加 えた額	
学校歯科医		基本報酬額36,000円 に、人数割報酬額（担当す る小学校の第1学年及び第 4学年の児童数又は中学校 の第1学年の生徒数×10 0円）を加えた額	
学校医（耳鼻科）		基本報酬額36,000円 に、人数割報酬額（担当す る小学校の第4学年の児童 数又は中学校の第1学年の 生徒数×100円）を加え た額	
学校医（眼科）		基本報酬額36,000円 に、人数割報酬額（担当す る小学校の第4学年の児童 数又は中学校の第1学年の 生徒数×100円）を加え た額	
学校薬剤師		年額	157,000
学校産業医		月額	50,000
長与町社会教育委員会	委員長	日額	7,400
	委員	〃	7,000
長与町社会教育推進指導員		年額	70,000
長与町文化振興審議会	委員長	日額	7,400
	委員	〃	7,000
長与町立公民館運営審議会	委員長	〃	7,400
	委員	〃	7,000
長与町図書館協議会	委員長	〃	7,400

		委員	〃 7,000
	長与町民文化ホール運営委員会	委員長 委員	〃 7,400 〃 7,000
	長与町スポーツ振興審議会	会長 委員	〃 7,400 〃 7,000
	長与町スポーツ推進委員		年額 70,000
	長与町文化財保護委員会	委員長 委員	日額 7,400 〃 7,000
	長与北部地区多目的研修集会施設運営委員会	委員長 委員	〃 7,400 〃 7,000
	長与町勤労青少年ホーム運営委員会	委員長 委員	〃 7,400 〃 7,000
	長与町働く婦人の家運営委員会	委員長 委員	〃 7,400 〃 7,000
選挙管理委員会	長与町選挙管理委員会	委員長 委員	年額 343,000 〃 258,000
	長与町明るい選挙推進協議会	会長 委員	日額 7,400 〃 7,000
	選挙長、開票管理者		国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和25年法律第179号）の規定に基づき別に町長が定める額
	選挙立会人、開票立会人		
	投票所の投票管理者		
	投票所の投票立会人		
	期日前投票所の投票管理者		
期日前投票所の投票立会人			
監査委員	長与町監査委員	識見者 議会選出者	月額 83,000 〃 55,000
	農業委員会	長与町農業委員会	会長 委員
長与町農地利用最適化推進委員			〃 252,000
固定資産評価審査委員会	長与町固定資産評価審査委員会	委員長	日額 9,000
		委員	〃 8,600
その他地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第2号の規定により任用する各種委員等			予算の範囲内で町長が定める額

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。